長期優良住宅認定申請手続きの流れ
（所管行政庁がふじみ野市の住宅となる場合）

申請者		各種機関
①　居住環境基準適合性の確認 区画整理の予定区域、都市計画道路予定地等に建てる場合は、認定できません。 地区計画の区域内に建てる場合は、地区計画に適合しなければなりません。（垣又はさくの構造の制限等を除く。）	届出等 →	居住環境基準所管窓口 ふじみ野市都市計画課 （市役所第２庁舎２階） 電話049-220-2068（直通）
②　事前審査等 建築確認申請 （認定申請の前に建築確認申請を行います。（既存住宅認定申請の場合は除く）） 長期使用構造等の確認 （認定申請の前に長期使用構造等であることの確認又は品確法に基づく設計住宅性能評価を受けます。）	依頼 → ← 確認済証の交付	指定確認検査機関等
	依頼 → ← 確認書等の交付	登録住宅性能評価機関
③　認定申請手続き 建築課窓口にて手数料の納付書を発行しますので、銀行で納付してください。	申請 → ← 認定証の交付	認定申請等所管窓口 ふじみ野市建築課 （市役所第２庁舎２階） 電話049-220-2069（直通）
④　建築工事の着工 認定申請後に着工してください。		
⑤変更認定申請 認定後に計画を変更した場合は、変更認定申請が必要です。（軽微な変更を除く。）	申請 → ← 認定証の交付	
⑥工事完了 工事が完了したら、工事完了報告書を提出してください。（既存住宅認定申請の場合は除く）	報告 →	